

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年 11 月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200156号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200011号

第1 結論

平成21年1月から同年5月までの請求期間及び平成22年3月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年1月から同年5月まで
② 平成22年3月から同年8月まで

請求期間①及び②については、当初、国民年金保険料を納付していなかった。その後、時期は明確に覚えていないが、後納制度があることを知ったので納付書を一括して取り寄せ、経済的に余裕がある時に近所のコンビニエンスストアで1か月分ずつ又は2、3か月分ずつ納付した。納付は不定期であったが複数回に分けて全て納付したはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、国民年金保険料の後納制度を利用して納付するため納付書を一括して取り寄せた旨陳述しているところ、オンライン記録により、請求者は平成25年7月9日に、平成20年11月から平成21年5月までの期間及び平成22年3月から同年8月までの期間について後納の申込を行い、平成25年7月16日に承認されたことが確認できる。

しかしながら、上記の後納申込期間のうち平成20年11月分及び同年12月分の国民年金保険料は、それぞれ平成25年7月20日及び同年7月31日に収納されたことがオンライン記録により確認できるものの、そのほかの期間(請求期間①及び②)については、保険料が収納された記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は近所のコンビニエンスストアで複数回納付した旨陳述していることから、コンビニエンスストア各店舗における納付情報を取りまとめる当該コンビニエンスストア本部に保険料納付状況を確認する必要があるところ、コンビニエンスストア本部に照会を行う際は、請求者が保険料を納付したと主張する期間、納付時期、納付した店舗名及び日本年金機構が保管している納付書のバーコード情報が必要であるが、請求者は具体的な納付時期は記憶していないとしている上、日本年金機構は、バーコード

情報の保存は過去3年度分のみであり、日本年金機構の「国民年金保険料の納付受託取扱要領」によると、コンビニエンスストア本部における保険料の領収（納付受託）済通知書の保存も過去3年度とする旨記載されていることから、請求期間①及び②に係る保険料納付の有無について確認することは困難である旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の領収書は保管しておらず、ほかに請求者が請求期間①及び②に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。